

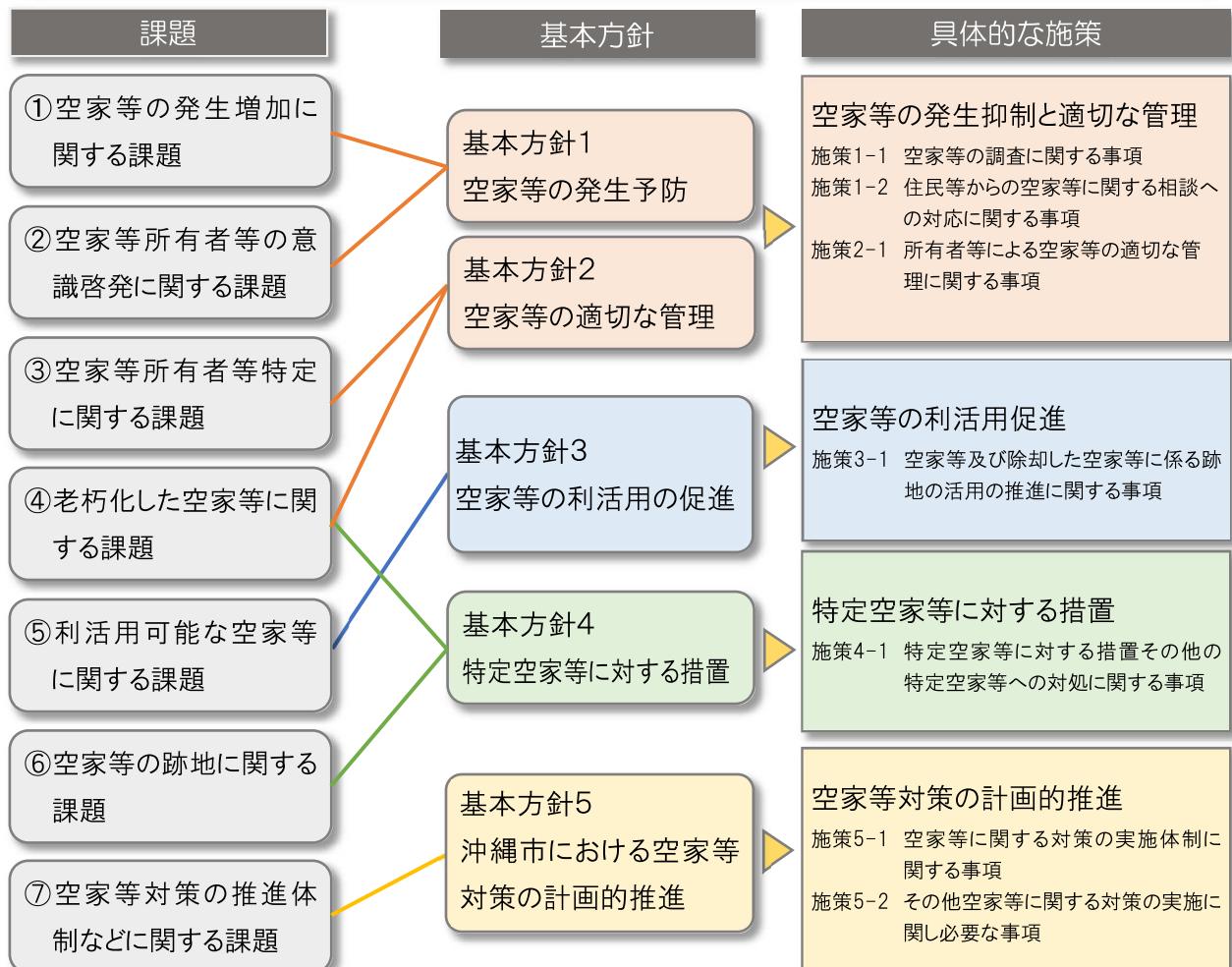
# 第5章 空家等対策の基本方針

## (1) 基本理念

空家等に関する対策は、空家等の更なる増加を抑制し、及びその活用を促進し、並びに適正に管理されていない空家等の改善を図るための対策を計画的に実施するため、市、所有者等及び市民等(市内に居住し、勤務し、通学し、又は滞在する者及び所在する法人その他の団体をいう。以下同じ。)の協働により推進されなければならないこととします。

### 空家等対策に係る将来像

#### 市と市民と協働した空家等の適切な管理による安全・安心で良質な住環境づくり



## (2) 基本方針

### 基本方針1：空家等の発生予防

地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす管理不全な空家等が発生しないように所有者等に対して、適切に管理しなければならないことや、将来所有者等が不明にならないように相続時に速やかに登記の名義変更をするよう、各種手続や通知時を利用して働きかけを行います。また、空家等の管理代行、清掃、売買、賃貸、リフォーム、解体、相続、登記などに関する所有者等からの相談に対して、各種団体やNPO等が実施しているサービス等の情報提供を行います。

### 基本方針2：空家等の適切な管理

空家等は個人の資産であるため、所有者に管理責任があり、適切に管理しなければならないことや将来的に所有者等が不在とならないように、予め備えが必要であること等を広く市民に周知します。

### 基本方針3：空家等の利活用の促進

空家等が地域の資源として、それぞれの地域課題を解決するための利活用が行われるよう、情報の収集、整理、その他の必要な措置を講じます。また、不動産流通促進のための仕組みづくりや地域のための利活用の支援、空家等除却後の跡地活用などを行います。

### 基本方針4：特定空家等に対する措置

地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空家等に対して、空家等の状態やその周辺への悪影響の程度などを総合的に勘案し所有者等に対し情報提供を行います。また、倒壊のおそれなどがある空家等に対しては、特定空家等の認定や状況に応じた指導・助言、勧告、命令など必要な措置を講じます。

### 基本方針5：沖縄市における空家等対策の計画的推進

空家等対策については、住環境の改善、防災・防犯対策、ストック活用など多様な課題があります。そのため、空家等対策の推進に当たっては、府内外の関係する多方面の部署及び機関が連携して取り組みます。